

「特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の一部改正について
 新旧対照表

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行														
<p>（略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特定貨物(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出若しくは特定役務取引(外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)、軍用細菌製剤原料(輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引又は補完的輸出規制(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引)に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。</p> <p>記の1から記の4までのいずれにも該当しない相談であって、輸出令別表第1又は輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当するか否か疑義が生じた場合(条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。)について、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち該当非該当に係る相談を希望する方は、判定を求めることができます。</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4.補完的輸出規制に係る事前相談</p> <p>輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち<u>相談を希望する方。</u></p> <p>ア.様式等</p> <p>(ア) 事前相談書の構成:次の表に従い作成してください。</p>	<p>（略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特定貨物(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出若しくは特定役務取引(外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)、軍用細菌製剤原料(輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引又は補完的輸出規制(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引)に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。</p> <p>記の1から記の4までのいずれにも該当しない相談であって、輸出令別表第1又は輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当するか否か疑義が生じた場合(条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。)について、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち該当非該当に係る相談を希望する方は、判定を求めることができます。</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4.補完的輸出規制に係る事前相談</p> <p>輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち<u>事前相談を希望される方。</u></p> <p>ア.様式等</p> <p>(ア) 事前相談書の構成:次の表に従い作成してください。</p>														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">審</td> <td style="width: 10%;">査</td> <td style="width: 10%;">用</td> <td style="width: 10%;">相</td> <td style="width: 10%;">談</td> <td style="width: 10%;">書</td> </tr> </table>		審	査	用	相	談	書	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">審</td> <td style="width: 10%;">査</td> <td style="width: 10%;">用</td> <td style="width: 10%;">相</td> <td style="width: 10%;">談</td> <td style="width: 10%;">書</td> </tr> </table>		審	査	用	相	談	書
	審	査	用	相	談	書									
	審	査	用	相	談	書									

様式4 [C票]
様式3
カタログ又は仕様書等の技術資料
商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等。)
<p><u>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。)</u>又は<u>貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。)</u>の規定(省令又は告示の第2号又は第3号にあっては、本則に限る。)に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等</p> <p>㊶契約書の場合 省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し</p> <p>㊷輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合 当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し</p> <p>㊸輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合 当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所又は該当するおそれがある箇所の写し(当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものを併せて添付すること)</p> <p>㊹輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合</p>

様式4 [C票]
様式3
カタログ又は仕様書等の技術資料
商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等。)
<p><u>その貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に関し、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成8年通商産業省令第16号。以下「省令」という。)</u>又は<u>貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成10年通商産業省告示第112号。以下「告示」という。)</u>の規定に該当する又は該当するおそれがあることを示す書類</p> <p>㊶契約書の場合 省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し</p> <p>㊷輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書の場合 当該文書の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し</p> <p>㊸輸出者又は取引を行おうとする者が入手した記録媒体の場合 当該記録媒体の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書</p> <p>㊹輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合 当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記</p>

	<p>当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び省令又は告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書（C票別紙）</p>
	<p>省令第2号又は第3号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかとなるとき」又は、告示第2号又は第3号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかとなるとき」の該当状況を説明した文書及び根拠となる入手文書等（省令又は告示の第2号若しくは第3号に係る相談であって、省令又は告示の第2号若しくは第3号の本則以外の部分（以下「明らか要件」という。）に係る相談を行う場合に限る。）</p>

- (イ)～(エ) (略)
- (オ) 必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることがありますが、(ア)の入手文書等については相談者が所有していない資料を求めることはありません。
- (カ) なお、「明らか要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」（「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第2号及び第3号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第2号及び第3号に定める「明らかとなるとき」を判断するためのガイドラインについて」）を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

イ. (略)

5. 及び6. (略)

様式1～様式3 (略)

	<p>載した説明書</p>
--	---------------

- (イ)～(エ) (略)
- (オ) なお、必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ. (略)

5. 及び6. (略)

様式1～様式3 (略)

様式 4

C 票

番号		受付年月日	
----	--	-------	--

補完的輸出規制に係る事前相談書

1. 申請者 (氏名又は名称) (住 所)	印	担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2 - 1 貨物名(関税定率法別表番号)	2 - 2 技術名	
3 - 1 メーカー名	3 - 2 提供者名	
4. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)をすべて記載。) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)		
5. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2 - 1又は2 - 2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地		
6. 需要等の概要(2 - 1又は2 - 2で記載した貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法等)		
7. 相談項目		

8. 判定欄()
判定結果 許可申請が必要です
本件事前相談内容には、許可申請を必要とする
事由がありません

判定日

判定通知印

様式 4

C 票

補完的輸出規制に係る事前相談書

1. 申請者 (氏名又は名称) (住 所)	印	担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2 - 1 貨物名(輸出令の該当項番)	2 - 2 技術名	
3 - 1 メーカー名	3 - 2 提供者名	
4. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)をすべて記載。) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)		
5. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2 - 1又は2 - 2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地		
6. 需要等の概要(2 - 1又は2 - 2で記載した貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法等)		
7. 相談項目		

8. 判定欄()
判定結果 許可申請してください
許可申請は不要です

判定日

判定通知印

特記事項

太枠内を記入

別紙

連絡を受けた概要

1. 申請者（氏名又は名称）
2. 連絡を受けた日 印
3. 当該連絡の方法
4. 連絡をしてきた者（複数であったり、介在者がいる場合には全て記述のこと）
 - (1) 氏名
 - (2) 所属
 - (3) 役職
5. 連絡を受けた者
 - (1) 氏名
 - (2) 所属
 - (3) 役職
6. 連絡を受けた経緯
7. 連絡内容を以下に具体的に記入して下さい

特記事項

太枠内を記入

別紙

連絡を受けた概要

1. 申請者（氏名又は名称）
2. 連絡受領日 印
3. 連絡受領者
 - (1) 氏名
 - (2) 所属
 - (3) 役職
4. 被連絡者
 - (1) 氏名
 - (2) 所属
 - (3) 役職
5. 相談したい連絡内容を以下に具体的に記入して下さい

記載要領

事前相談書の記載要領は次のとおりです。

[A票] 及び [B票] (略)

[C票]

1. (略)

2. 貨物又は技術名の欄

貨物名又は技術名は、貨物又は技術が複数ある場合は、代表的な貨物又は技術の名称を特記し、「詳細は、様式 3 を参照」と記載してください。また、貨物名又は技術名のあとに当該貨物又は技術に係る関税定率法別表の類の番号(2桁)を記載して下さい。(なお、技術にあっては提供される技術の設計、製造又は使用の別を記載して下さい。)

3. ~ 8. (略)

記載要領

事前相談書の記載要領は次のとおりです。

[A票] 及び [B票] (略)

[C票]

1. (略)

2. 貨物又は技術名の欄

貨物名又は技術名は、貨物又は技術が複数ある場合は、代表的な貨物又は技術の名称を特記し、「詳細は、様式 3 を参照」と記載してください。また、当該貨物又は技術の輸出令別表第 1 の 1 6 の項又は外為令別表の 1 6 の項の中欄の括弧の番号を記載してください。

3. ~ 8. (略)